

一 主旨

この法律は、自動車の運行によつて、人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

二 要目

(一) 賠償責任の適正化

- 1 本制度の対象は、自動車による人身事故のみとする。
- 2 自己のために自動車を運行の用に供する者は、不可抗力による場合を除き、自動車事故による損害賠償責任を負うものとする。ただし、自己及び運転者に故意過失がなく、かつ、事故が

被害者又は第三者の故意過失によつて生じたことを証明した場合、責任を免除する。

- 3 前項の場合に運転者に故意過失があつたときは、運転者もまた賠償責任を負うものとする。

- 4 第一項の賠償責任については、本法の規定によるほか、民法の規定による。

(二) 賠償能力の確保

- 1 自動車損害賠償責任保険

(2) 保険契約の締結義務

原則としてすべての自動車は、人身事故に関する賠償責任保険の締結をした後でなければ、運行の用に供することができないものとする。

イ 保険者は、損害保険会社とする。

ロ 被保険者は、保有者（自動車の所有者その他自動車を使

用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。)及びその運転者(他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。)とする。
ハ 道路運送車両法による自動車の登録、検査、使用の届出又は臨時運行の許可の際、責任保険証明書を提示させ、及び自動車の運転中、同証明書の備付を義務づけることをもつて、その強制方法とする。

(2)

保険契約

本制度による賠償責任保険契約については、保険金額を法定するほか、次のような商法の特則を設ける。
イ 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意による損害についてのみてん補の責を免れる。
ロ 被害者は、保険会社に対し直接に損害賠償の支払を請求することができる。

ハ 保険会社は、被害者の請求により、保険契約者又は被保険者の悪意による損害に対しても、被保険者に代つて損害賠償額を支払う。
ニ 保険会社は、被害者の請求により、保険金額の限度内にかつて、一定金額を仮渡する。

(3)

保険事業

イ 保険契約申込に対する引受義務を保険会社に課する。
ロ 保険料率の算定については、営利目的の介入を許さない。
ハ 保険約款及び保険料率の設定又は変更に関する処分等をしようにするときは、大蔵大臣はあらかじめ運輸大臣の同意を得なければならぬものとする。
ニ 保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険の事業の円滑な進行上適当と認められるものと責任保険に

関する代理店契約を締結するものとする。

(4) 自動車損害賠償責任保険審議会

イ 審議会は、大蔵大臣の諮問に依りて、責任保険に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認めらるる事項を關係大臣に建議する。

ロ 審議会は、關係行政庁の職員四人、学識経験者三人、自動車運送に關し深い知識と経験を有する者二人及び保險事業に關し深い知識と経験を有する者二人によつて組織する。

(5) 政府の再保險事業

イ 政府は、保險会社の保險責任の百分の六十を再保險するものとする。

ロ 再保險事業は、運輸大臣が管掌する。

ハ 保險会社と保險契約者との間に保險關係が成立したときは、これによつて政府と当該保險会社との間に當然に再保

險關係が成立するものとする。

ニ 再保險料率は、元受保險の保險料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

ホ 再保險事業は再保險特別会計により経理するものとし、業務費は國が負担する。

ヘ 運輸大臣は、保險会社から再保險に關する処分について審査の請求があつたときは、学識経験者をもつて組織する自動車損害賠償責任再保險審査会の審査を経て裁決する。

2

自動車損害賠償自家保障

多数自動車を所有し経理的基礎が確実な者が、運輸大臣の行う自家保障の許可を受けたときは、保險契約を締結しなくても、許可に係る自動車を運行の用に供することができるものとする。

(2) 法定額の賠償支払準備金の積立を義務づけ、賠償支払に充當する場合を除き、これを取りくずしてはならないものとする。

る。

(2) 被害者は、自家保蔵者の総財産の上に先取特権を有する。

(3) 被害者に対する仮没金制度及び強制方法については、強制

保険の適用を受けた場合に準ずるものとする。

3 自動車損害賠償保障事業

(1) 政府は、自動車損害賠償保障事業を行う。

(2) 保険事業においては、加害者が不明のため損害賠償を受け

られない場合等に、加害者に代つて、被害者に法定金額以内

の金額を支払い、保険契約者又は被保険者の専断による損害

に対し保険会社が損害賠償額を支払つた場合等に、加害者に

代つて、保険会社に補償する。

(3) 保障事業は、運輸大臣が管掌する。

(4) 保障事業の業務の一部は、保険会社に委託する。

(5) 保障事業は、再保険特別会計によつて経理するものとし、

加害者からの回収額、公社、都道府県、保険会社及び自家保
障者に対する賦課金、国の負担金等をもつて才入とする。

目 実施方法

1 施行期日

昭和三十年十月一日から完全実施に入るものとする。

2 経過措置

(1) 十月一日前に任意に締結された自動車損害賠償責任保険(旧
契約)の契約者は、本法による保険を締結したときは、旧契
約を解除することができ、その場合には、法定の解約返戻金
が支払われるものとする。

(2) 本法による保険と旧契約とが併存する場合には、本法によ
る保険が先づてん補し、なお不足額があるときに旧契約によ
るてん補が行われるものとし、これに伴う旧契約の危険の減
少に対しては、保険料減少額の返還又は保険金額の増額の方
法により調整する。

自動車損害賠償保障法案

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	自動車損害賠償責任（第三条・第四条）
第三章	自動車損害賠償責任保険
第一節	自動車損害賠償責任保険 の 契約 の 締結強制（第五条）
第十條	
第二節	自動車損害賠償責任保険契約（第十一条）第二十三條）
第三節	自動車損害賠償責任保険事業（第二十四條）第三十條）
第四節	自動車損害賠償責任保険審議会（第三十一條）第三十 九條）
第五節	政府の自動車損害賠償責任再保険事業（第四十條）第 五十四條）
第四章	自動車損害賠償自家保障（第五十五條）第七十條）
第五章	政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一條）第八十二 條）
第六章	雑則（第八十三條）第八十六條）
第七章	罰則（第八十七條）第九十一條）
附則	

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

2 この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしないうにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

3 この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

4 この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事するものをいう。

第二章 自動車損害賠償責任

(自動車損害賠償責任)

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、損害が被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(民法の適用)

第四条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十

九号)の規定による。

第三章 自動車損害賠償責任保険

第一節 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

(責任保険の契約の締結強制)

第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保険者)

第六条 責任保険の保険者(以下「保険者」という。)は、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基き責任保険の事業を営むことができる者とする。

(自動車損害賠償責任保険証明書)

第七条 保険会社は、保険料の支払があつたときは、保険契約者

に対して、当該自動車につき自動車損害賠償責任保険証明書を交付しななければならない。

2 保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があつたときは、自動車損害賠償責任保険証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3 保険会社は、前項の規定による記入の申出があつたときは、遅滞なく、その記入を行わなければならない。ただし、第二十二條第三項又は第四項の規定による請求をした場合において、その金額の支払がなかつたときは、この限りでない。

4 保険契約者は、自動車損害賠償責任保険証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償責任保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

(自動車損害賠償責任保険証明書の備付)

第八条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書(前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならぬもの)にあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。)を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償責任保険証明書の提示)

第九条 道路運送車両法第四条、第十二条から第十四条まで、第七七条、第三十四条、第五十八条、第六十二条から第六十四条まで、第六十七條、第六十八條、第七十條、第七十一條又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。

2. 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないときは、前項の処分をしないものとする。

(適用除外)

日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社

第十条 第五条及び第七七条から前条までの規定は、国、都道府県その他政令で定める者が運行の用に供する自動車及び道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。)以外の場所のみにおいて運行の用に供する自動車については、適用しない。

第二節 自動車損害賠償責任保険契約

(責任保険の契約)

第十一条 責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきときのことによる運転者の損害を保険会社がてん補することを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、

その効力を生ずる。

第十二条 責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結しなければならない。

(保険金額)

第十三条 責任保険の保険金額は、政令で定める。

(免責)

第十四条 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて生じた損害についてのみ、てん補の責を免れる。

(保険金の請求)

第十五条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した

ときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2 ~~被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、~~ 保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

4 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払った金額について、政府に対し

て補償を求めることができる。

(被害者に対する仮渡金)

第十七条 保有者が責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を前条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

3 保険会社は、第一項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

4 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

(差押の禁止)

第十八条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(時効)

第十九条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(告知すべき重要な事実等)

第二十条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条に規定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、次のとおりとする。

- 一 道路運送車両法の規定による自動車登録番号又は車両番号
- (これらが存しない場合にあつては、車台番号)
- 二 政令で定める自動車の種別

(告知義務違反による契約解除の効力)

第二十一条 商法第六百四十四条の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して七日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

2 前項の解除の効力が生ずる日前に危険が発生した場合には、商法第六百四十五条第二項の規定にかかわらず、保険会社は、損害をてん補する責に任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

(危険の増加又は減少による契約の変更)

第二十二条 保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならない。

3 保険期間中に危険が増加した後、危険が発生し、保険会社が損害をてん補した場合には、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

4 保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。ただし、前項の規定により保険契約者に対して違約金の支払を請求することができる場合は、この限りでない。

5 保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

(商法の適用)

第二十三条 責任保険の契約については、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、商法第三編第十章第一節第一款の規定による。

第三節 自動車損害賠償責任保険事業

(責任保険の締結義務)

第二十四条 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

(保険料率)

第二十五条 大蔵大臣は、責任保険に関し、次の各号に掲げる処分についての申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が人間的な経営の下における適正な原価を償うものでなく、又は保険料率の算定につき営利の目的の介入が^{あり}ときは、これらの処分をしてはならない。

- 一 保険業法第一条第一項の規定による免許又は同法第十条第一項の規定による認可

二 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十条第一項の規定による認可

三 外国保険事業者に関する法律第三条第一項の規定による免許、同法第五条の規定による認可又は同法第十九条において準用する保険業法第十条第一項の規定による認可

第二十六条 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律第十条の二、第十条の三、第十条の五第二項及び第十条の八から第十条の十二までの規定は、適用しない。

第二十七条 大蔵大臣は、責任保険の保険料が、能率的な経営の下における適正な原価をこえると認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項の規定による損害保険料率算出団体に対して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができるとができる。

(同意)

第二十八条 大蔵大臣は、責任保険の保険約款及び保険料率に関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

一 第二十五条 各号に掲げる処分

二 前条の規定による変更命令

三 保険業法第十条第二項（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）又は損害保険料率算出団体に関する法律第十条の六の規定による命令

2 大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は責任保険の保険約款若しくは保険料率について保険業法若しくは外国保険事業者に関する法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分に違反した場合において、保険業法第十二条第一項又は外国保険事業者に関する法

律第二十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

（共同行為に関する通知）

第二十九条 大蔵大臣は、保険業法第十二条の三の規定による責任保険の事業に関する共同行為に関して、保険業法第十二条の六第一項（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

（代理店契約）

第三十条 保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて責任保険の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険に関する代理店契約を締結するものとする。

第四節 自動車損害賠償責任保険審議会

(設置)

第三十一条 大蔵省に、自動車損害賠償責任保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第三十二条 審議会は、大蔵大臣の諮問に依じて、責任保険に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認めらるる事項を關係大臣に建議する。

(諮問)

第三十三条 大蔵大臣は、第二十八条第一項各号に規定する処分をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。

(組織)

第三十四条 審議会は、委員十一人をもつて組織する。

(委員)

第三十五条 委員のうち四人は、關係行政機関の職員のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 前項の委員以外の委員は、次に掲げる者につき、大蔵大臣が運輸大臣の同意を得て、任命する。

- 1 学識経験のある者三人
- 2 自動車運送に關し深い知識及び経験を有する者二人
- 3 保険事業に關し深い知識及び経験を有する者二人
- 3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(議決方法)

第三十七条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第三十八条 審議会の庶務は、大蔵省銀行局において処理する。

(省令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業

(再保険)

第四十条 政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第四十一条 政府と保険会社との間の再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時に於いて成立する。

(再保険金額)

第四十二条 再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の六十とする。

(再保険料率)

第四十三条 再保険料率は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

(政府の支払うべき再保険金の金額)

第四十四条 政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の六十とする。
(再保険料の払いもどし)

第四十五条 政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより、保険料の払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより、保険会社に対して再保険料の一部を払いもどすことができる。

(保険代位等の場合の納付)

第四十六条 保険会社は、責任保険に関して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

2 保険会社は、第二十一条第二項後段又は第二十二条第三項の規定による支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

(通知)

第四十七条 保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。

通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 保険会社は、責任保険に関し損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

(免責)

第四十八条 次の場合には、政府は、再保険金額の全部又は一部につき、支払の責を免れる。

一 保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。

二 保険会社が、てん補額を不当に認定して損害をてん補したとき。

三 保険会社が、故意若しくは重大な過失により前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(時効)

第四十九条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(再保険事業に關する経費の繰入)

第五十条 政府は、この節に規定する再保険事業(以下「自動車損害賠償責任再保険事業」という。)の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

(審査の請求)

第五十一条 保険会社は、自動車損害賠償責任再保険事業に關する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、自動車損害賠償責任再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(自動車損害賠償責任再保険審査会)

第五十二条 運輸省に、自動車損害賠償責任再保険審査会を置く。

2 自動車損害賠償責任再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に屬する事項を処理する。

第五十三条 自動車損害賠償責任再保険審査会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するもののほか、自動車損害賠償責任再保険審査会の委員及び運営に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(政令への委任)

第五十四条 この法律に規定するもののほか、再保険に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 自動車損害賠償自家保障

(自動車損害賠償自家保障の許可)

第五十五条 運輸大臣の行う自動車損害賠償自家保障の許可を受けたる者(以下「自家保障者」という。)は、第五条の規定にかかわらず、許可に係る自動車を運行の用に供することができる。

(許可基準)

第五十六条 運輸大臣は、前条の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 許可を受けようとする者が政令で定める両数以上の両数の自動車

二 許可を受けようとする者が第三条の規定による損害賠償を適確に行うに足りる経理的基礎及び組織を有する者であること。

三 許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひん発するおそれがないものであること。

四 許可を受けようとする者が第六十六条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過していない者でないこと。

(自動車損害賠償支払準備金の積立)

第五十七条 自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額を、自動車損害賠償支払準備金として積み立てなければならない。

(損害賠償に充てるための資産の管理)

第五十八条 自家保障者は、運輸省令で定める方法により、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てるための資産の管理をしなければならぬ。

(自動車損害賠償支払準備金の使用)

第五十九条 自動車損害賠償支払準備金は、自家保障者が、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てる場合を除き、これを使用してはならない。

(先取特権)

第六十条 自家保障者に対し第三条の規定による損害賠償の請求権を有する者は、自家保障者の総財産の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法第三百六条第一号に掲げる先取特権に次ぎ、商法第二百九十五条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の先取特権に先だつ。

(仮渡金)

第六十一条 自家保障者が、第五十五条の許可に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、自家保障者に対し、政令で定める金額を損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 第十七条第二項の規定は、自家保障者について、同条第三項及び第四項の規定は、自家保障者が前項の規定により仮渡金を支払つた場合に準用する。

(差押の禁止)

第六十二条 前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(自動車損害賠償自家保障証明書)

第六十三条 運輸大臣は、自家保障者に対し、その使用する自動車

一両ごとに、自動車損害賠償自家保障証明書を交付しなければならぬ。

2 自家保障者は、当該自動車損害賠償自家保障証明書について変更があつたときは、自動車損害賠償自家保障証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3 自家保障者は、自動車損害賠償自家保障証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対して、その再交付を求めることができる。

4 自動車損害賠償自家保障証明書の記載事項その他自動車損害賠償自家保障証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

第六十四条 自動車損害賠償自家保障証明書は自家保障者から第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付を受けた後でなければ、交付しないものとする。

第六十五条 自家保障者が運行の用に供する自動車に係る第八条及

び第九条の規定の適用については、自動車損害賠償自家保障証明書を自動車損害賠償責任保険証明書とみなす。

(許可の取消)

第六十六条 運輸大臣は、自家保障者が、第五十六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合しなくなつた入と認めるとき、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は被害者を害するおそれがあると認めるときは、第五十五條の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る自動車損害賠償自家保障証明書を七日以内に運輸大臣に返納しなければならぬ。

(許可の失効)

第六十七条 自家保障者が、当該自動車について責任保険の契約を締結したときは、第五十五條の許可はその効力を失う。

2 自家保障者は、前項の規定により第五十五条の許可がその効力を失つたときは、七日以内に、当該自動車損害賠償自家保障証明書添えて、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第六十八条 自家保障者が、死亡し、又は解散したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、次の各号にかゝる者について準用する。

一 自家保障者が死亡したときは、その相続人

二 自家保障者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人

三 自家保障者たる法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

四 自家保障者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(報告徴収及び立入検査)

第六十九条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、自家保障者に対して、その自動車の使用、自動車事故の概要若しくは財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に自家保障者の事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(省令への委任)

第七十条 この法律に規定するもののほか、第五十五条の許可の申請手続及び自家保障者の遵守すべき事項については、運輸省令で定める。

第五章 政府の自動車損害賠償保障事業

(自動車損害賠償保障事業)

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

(業 務)

第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けを損害をてん補する。責任保険の被保険者でない者(国、^{日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、}都道府県、第十条の政令で定める者及び自家保障者を除く。)が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合も、同様とする。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項(第六十一条第二

項において準用する場合を含む。)の規定による請求により、こ

れらの規定による補償を行う。³前二項の請求の手続は、⁵運輸省令で定める。(他の法令による給付との調整等)

第七十三条 被害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

(差押の禁止)

第七十四条 第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押える

ことができなない。

(時効)

第七十五条 第七十二条第一項、第十六条第四項又は第十七条第四項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2 政府は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社が第十六条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保障者が第十七条第一項又は第六十一条第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することができる。

2 保険会社は、保険業法第五条(外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受けた保険会社の名称その他運輸省令で定める事項を告示しなければならぬ。

(自動車損害賠償保障事業賦課金)

第七十八条 保険会社及び自家保障者は、運輸省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならぬ。
日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び
 2 前項の規定は、都道府県の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について準用する。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を、過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)

第八十条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、期限を定めて督促をする。

2 運輸大臣は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めらるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)

第八十二条 政府は、国及び第十條の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八条第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り

入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 雑則

(業務の管掌)

第八十三条 第三章第五節及び前章に規定する政府の業務は、運輸大臣が管掌する。

(権限の委任)

第八十四条 第四章、前章及び次条の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

(証明書の提示)

第八十五条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所

において、自動車を運転する者に対し、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償自家保障証明書の提示を求めさせることができる。

2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(運輸大臣の任務)

第八十六条 運輸大臣は、この法律に規定する職権の行使にあつては、被害者の保護に欠けることのないように努めなければならない。

第七章 罰則

第八十七条 第五条の規定に違反した者は、三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十八条 第八条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処

する。

一 第六十六条第二項又は第六十七条第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第六十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条 保険会社が第二十四条の規定に違反したときは、保険会社の取締役（外国保険事業者に関する法律に規定する外国保険

事業者にあつては、その日本における代表者。次項において同じ。）は、三十万円以下の過料に処する。

2 保険会社又は損害保険料率算出団体が第二十七条の命令に違反したときは、保険会社の取締役又は損害保険料率算出団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

- 十六 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 - 十七 自動車損害賠償責任再保険事業に関すること。
 - 十八 自動車損害賠償保障事業に関すること。
 - 十九 自動車損害賠償責任再保険特別会計の経理を行うこと。
 - 二十 自動車損害賠償自家保障に関すること。
- 第三十八条第一項の表中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償責任再 保険審査会	運輸大臣の諮問に応じて自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第 号） 第五十一条第二項に規定する審査を行うこと。
---------------------	--

第五十一条第一項第二十号の次に次の三号を加える。
二十の二 自動車損害賠償責任保険に関すること。

二十の三 自動車損害賠償自家保障に関すること。
二十の四 自動車損害賠償保障事業に関すること。
4 保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ」を「航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ」又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保險事業」に、同条第二号中「海上保險事業及航空機保險事業」を「海上保險事業、航空機保險事業及自動車損害賠償責任保險事業」に改

める。

5 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号の八の次に次の一号を加える。

九ノ九 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第 号）ニ
規定スル保険会社ノ自動車損害賠償責任保険ニ関シ発スル証

書、帳簿、保険料受取書及保険契約証券

（経過規定）

6 自動車保険の契約（被保険者が自動車の運行によつて他人に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。）であつて第五条の規定の施行の日前に締結されたもの（以下「旧契約」という。）の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、旧契約を解除することができる。

7 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者（以下単に「保険者」という。）は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

8 旧契約の保険金額は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。

9 旧契約の保険契約者は、当該自動車につき責任保険の契約が締結されたときは、保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、附則第六項の規定により旧契約を解除したときは、この限りでない。

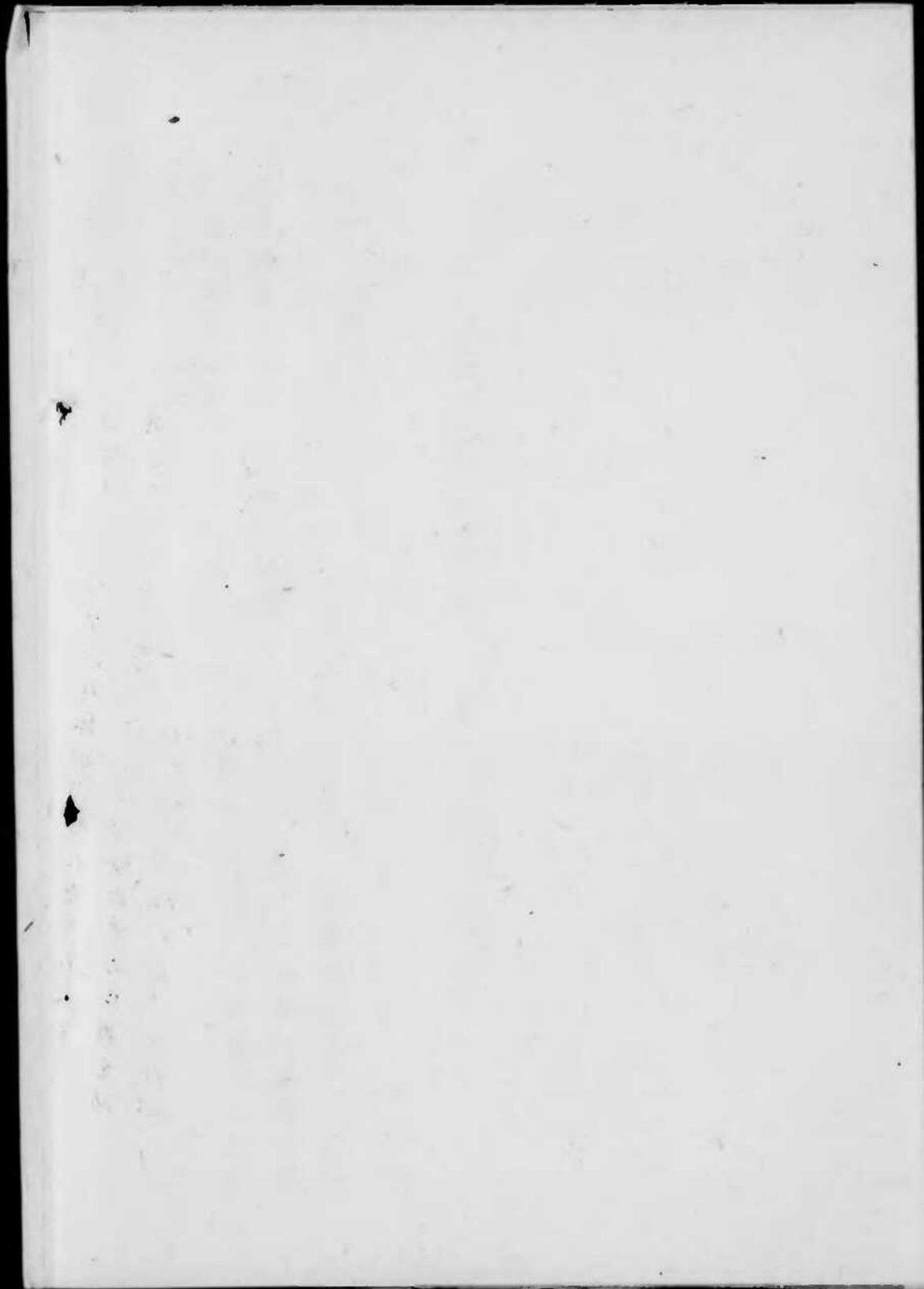
10 旧契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、附則第八項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

11 旧契約に係る自動車につき責任保険の契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険の契約によりてん補すべき損害が生

じたときは、先ず責任保険の契約による損害のてん補を行い、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

理由

自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。



昭和三十年五月

自動車損害賠償保障法案説明資料

運輸省

内容

第一 自動車損害賠償保障法案引用及び参照条文

- 一 民法(抄).....一
- 二 国稅徵收法(抄).....六
- 三 商法(抄).....二七
- 四 印紙稅法(抄).....二六
- 五 健康保險法(抄).....二六
- 六 有限会社法(抄).....三〇
- 七 保險業法(抄).....三六
- 八 勞働者災害補償保險法(抄).....三三
- 九 損害保險料率算出団体に関する法律(抄).....三三
- 十 大蔵省設置法(抄).....四一
- 十一 運輸省設置法.....四一
- 十二 外國保險業者に関する法律(抄).....四四

十三 道路運送車両法（抄）

第二 自動車損害賠償保障法案参考資料

- 一 災害別死傷者数 六二
- 二 業態別車種別自動車事故死傷者数及び附保状況 六三
- 三 自動車数と自動車事故の趨勢 六四
- 四 各国自動車損害賠償保障制度比較表 六五
- 五 各国自動車損害賠償保障基金制度 六六

第一 自動車損害賠償保障法案引用及び参照条文

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）抄

才百五十三条 催告ハ六ヶ月内ニ裁判上ノ請求 和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭 破産

手続参加 差押 假差押マハ假処分ヲ為人ニ非ケレハ時効中断ノ効カラ生セズ

才三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債權者ノ總財産ノ上ニ先取特權

ヲ有ス

一 共益ノ費用

二 債權ノ給付

三 株式ノ費用

四 日用品ノ供給

才三百七条 共益費用ノ先取特權ハ各債權者ノ共同利益ノ為メニ急ガル債權者ノ財產ノ保存 清算マ
ハ配當ニ關スル費用ニ付テ存存ス

前項ノ費用中債權者ニ有益ナラサリシモノニ付テハ先取特權ハ其費用ノ為メ利益ヲ受ケタ
ル債權者ニ對シテノミ存在ス

才四百十五條 債務者力其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ怠ケケルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債権者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ怠スコト能ハハハルニ至リタルトキ亦同シ

才四百十六條 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ怠ケシムルヲ以テ其目的トス

特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト雖モ当業者力其事情ヲ予見シヌハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

才四百十七條 損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム

才四百十八條 債務ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ハ其損害賠償ノ責任及ヒ其金額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌ス

才四百九條 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル者ニ任ス

才七百十條 他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産ヲ害シタル場合トヲ向ハヌ前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ付シテモ其賠償ヲ怠スコトヲ得

母ス

才七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被傷害ノ父母、配偶者及ヒ子ニ付シテハ其財産権ヲ侵害シラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ怠マコトヲ得ヌ

才七百十二條 未成年者力他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為ノ責任ヲ辨認スルニ足ルヘキ知識ヲ具ヘザリシトキハ其行為ニ付キ賠償ノ責ニ任セヌ

才七百十三條 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ任ラス

才七百十四條 前二條ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者力其三有ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ヌ但監督義務者力其義務ヲ怠ラザリシトキハ此限ニ任ラス

監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ本前項ノ責ニ任ス

才七百十五條 或手續ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者力其事業ノ執行ニ付キオモ三有ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ヌ但使用者力被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ怠シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ怠スモ損害カ任ヌヘカリシトキハ此限ニ任ラス

使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス

オ七百十六条 注文者ハ請願人カ其仕事ニ付キオモ三着ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セズ但

注文又ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ任ラズ

オ七百十七条 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ

其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ

必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スハキ着アルトキハ占有者又ハ所有者ハ

之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得

オ七百十八条 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ飼養

及ヒ性儀ニ依ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ任ラズ

占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

オ七百十九条 数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ或

横ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハザルトキ亦同シ

教唆者及ヒ幫助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス

オ七百二十条 他人ノ不法行為ニ対シ自己又ハオモ者ノ権利ヲ妨害スル為メ己ムコトヲ解スシ

テ加害行為ヲ為シタル者ハ損害賠償ノ責ニ任セズ但被害者ヨリ不法行為ヲ為シタル者ニ対ス

ル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危険ヲ避クル為メ其物ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準

用ス

オ七百二十一条 船隻ハ損害賠償ノ請求権ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス

オ七百二十二条 オ四百十七条ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス

被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

オ七百二十三条 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ対シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償

ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命ズルコトヲ得

オ七百二十四条 不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害

者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ訴訟ニ因リテ消滅又不法行為ノ時ヨリ二十年

ヲ経過シタルトキ亦同シ

二 国税徴収法（明治三十年法律オ二十一号）抄

オ十一條 収税官更滞納処分ノ為財産ノ差押ヲ為ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官更タルノ証票ヲ示スヘシ

オ十二條 滞納者左ノ場合ニ該当マルトキハ政府ハ滞納処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

- 一 差押ハ得ル財産ノ価額滞納処分費及オ三條ニ依リ国税ニ先チテ徴収スル債権額ニ充テ残余ヲ得ル見込ナキトキ
- 二 差押ハ得ル財産ノ以テニ付滞納処分ヲ為シタルモ仍徴収スベキ国税及滞納処分費ニ殘余アルトキ
- 三 滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ生活ヲ著シク窮迫ノ状態ニ陥ラシムル虞アルトキ
- 四 滞納者ノ所在不明ニシテ差押ハ得ル財産不明ノトキ

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

一九二

政府ハオ一項オ一号又ハオ三号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ其ノ停止シタル国税及滞納処分費ニ付差押ハタル財産アルトキハ当該差押ヲ解散スベシ

オ一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル後三箇年以内ニ於テ滞納者左ノ場合ニ該当マスト認ムルトキハ政府ハ爾後其ノ執行ヲ停止ヲ取消スベシ

此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

- 一 オ一項オ一号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ同号ノ事由存セザルニ到リ目同項オ三号ノ事由ナキトキ
- 二 オ一項オ二号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ差押ハ得ル財産存スルニ到リ目同項オ一号又オ三号ノ事由ナキトキ
- 三 オ一項オ三号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ同号ノ事由存セザルニ到リ目同項オ一号ノ事由ナキトキ
- 四 オ一項オ四号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ同号ノ事由存セザルニ到リ目同項オ一号又オ三号ノ事由ナキトキ

オ一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル国税及滞納処分費ノ納付ノ義務ハ前項ニ依リ滞納

処分ノ執行ノ停止ヲ取消シタル場合ヲ除クノ外其ノ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル後三箇年ヲ経過シタル時ニ於テ消滅ス

オ一項ニ依ル滞納処分ノ執行ノ停止ハ時効ノ進行ヲ妨ゲズ

オ十二条ノ二 オ七条オ一項ニ該當スル場合ヲ除クノ外滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞アリ且其ノ執行ノ猶子ガ直ニ其ノ執行ヲ終ス場合ニ比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴収上有利ナリト認めルトキハ政府ハ三箇年以内ノ期間ヲ限り当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶子スルコトヲ得

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶子シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

オ一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶子シタル期間内ニ於テ滞納者左ノ場合ニ該當スルト認めルトキハ政府ハ爾後其ノ執行ノ猶子ヲ取消スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

一 オ四条ノ一各号ノ事由生ジタルトキ

二 新ニ他ノ国税ヲ滞納シタルトキ

三 滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞ヲキニ到リタルトキ

四 滞納処分ノ執行ノ猶子ガ当該滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴収上有利ナリト認めラレザルニ到リタルトキ

オ一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶子シタル国税及滞納処分費ニ付テハ其ノ執行ヲ猶子シタル間時効ハ進行セザルモノトス

オ十三条 収税官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ債権ノ設定セラレタル物件アルトキハ債権ノ設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ債権者ハ該物件ヲ収税官吏ニ引渡スヘシ

オ十四条 収税官吏財産ノ差押ヲ為シタル場合ニ於テオ三若其ノ財産ニ就キ所有権ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ差押決定ノ五日目前マテニ所有若タルノ財産ヲ買ヘテ収税官吏ニ申出ヘシ

オ十五条 滞納処分ヲ執行スルニ當リ滞納者財産ノ差押ヲ免ルル為メ該差押ノ財産ヲ譲渡シタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得但シ譲受人又ハ取得者其ノ譲受マハ取戻ノ当時其ノ旨ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

オ十六条 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ
一 滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上欠クヘカラス衣服 寢具 家具及厨具

- 二 葬納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上必要ナル大箇日間ノ食料及薪炭
 - 三 主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料並次ノ收穫マテ農業ヲ施行スル為欠クベカラザル種子
 - 四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、販人、勞務者其ノ他主トシテ自己ノ知能又肉体的勞働ニ依リ農業ニ從事シヌハ營業ヲ営ム者ノ業務上欠クベカラザル物（商品ヲ除ク）
 - 五 冥印其ノ他農業ニ必要ナル印
 - 六 祭祀礼拝ニ必要ナリト認ムル物及石牌、墓地
 - 七 系譜其ノ他葬納者ニ必要ナル日記書付類
 - 八 取務ニ必要ナル制服、祭服、衣
 - 九 勲章其ノ他名譽ノ章
 - 十 葬納者及其ノ同居親族ノ修学上必要ナル書籍器具
 - 十一 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセザルモノ
- 葬納者ノ受クベキ給給、給料、俵銀、歳費、年金、恩給及遺与並此葬ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ其ノ支払期ニ受クベキ金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之

四三

ヲ差押フルコトヲ解ス

オ十七条 左ニ掲クル物件（前条オ一項オ三号マ、オ四号ニ掲グル物件ヲ除ク）ハ他ニ葬納者ノ分費及税金ヲ備フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ葬納者ノ没収ニ依リ差押ヲ為サザルモノトス

- 一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並其ノ飼料
- 二 農業又ハ營業ニ必要ナル器具及材料
- オ十八条 差押ノ効力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ現実ニ及フモノトマ
- オ十九条 葬納者分ハ裁判上ノ仮差押又ハ仮処分ノ為ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ
- オ二十条 收税官吏財產ノ差押ヲ為ストキハ葬納者ノ家庭、倉庫及筐篋ヲ搜索シヌハ閉鎖シタルヲ解 筐篋ヲ開カシメ若ハ自ら之ヲ開クコトヲ解 葬納者ノ財產ヲ占有スルオ三看其ノ財產ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ
- オ三看ノ家庭、倉庫及筐篋ニ葬納者ノ財產ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收税官吏ハ前項ニ準シ処分スルコトヲ得
- オ二項ニ依リ家庭、倉庫又ハ筐篋ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

オ二十一条 収税官吏前条ノ処分ヲ為ストキハ差納者ハ前条ニ掲ケタルオニ看マハ其ノ同居ノ親族種人ヲシテ立会ハシムハシ若シ立会フヘキ者不在ナルトキマハ立会ニ志セサルトキハ成丁者二人以上マハ市町村吏員市町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ区戸長及其ノ附属吏員若ハ警察官吏ヲ証人トシテ立会ハシムヘシ

オ二十一条ノ二 収税官吏二十条ノ処分、差押又ハ差押物件ノ搬出ヲ為ス又ハ差納者、其ノ同居ノ親族、前条ノ立会人及差納者ノ租税ニ関スル申訴、申請其ノ他ノ事項ニ付政府又ハ裁判所ニ対シ当該差納者ヲ代理スル权限ヲ有スル者ヲ除クノ外何人ニ限ラズ許可ヲ得ズシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁ズルコトヲ得

オ二十一条ノ三 収税官吏ハ財産ノ差押ノ為差納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ差納者又ハ差納者ノ財産ヲ占有スルオニ看若ハ差納者ノ財産ヲ占有スルト認ムルニ足ル相当ノ理由アルオニ三者ニ対シ偏向ヲ為スコトヲ得

収税官吏ハ財産ノ差押ノ為差納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ左ニ掲グル者ニ対シ偏向ヲ為シマハオ一若ハオニ号ニ掲グル者ニ付当該各号ニ掲グル債務若ハ財産ニ関スル帳簿書類若ハオニ号ニ掲グル者ニ付株式若ハ出資ニ関スル帳簿書類ヲ検査マルコトヲ得

外 四

一 差納者ニ対シ金錢又ハ物品ノ給付ヲ為ス債務アリト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者

二 差納者ヨリ財産ヲ取得シタリト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者

三 差納者カ株式又ハ出資者タル者

前二項ノ何向又ハ財産ノ取得ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト之ヲ解マルコトヲ得ズ

収税官吏オ一項又ハオニ項ニ依ル偏向マハ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証書ヲ示スベシ

オ二十二条 動産及有価証券ノ差押ハ収税官吏占有シテ之ヲ為ス但シ差押物件運搬ヲ為スニ困難ナルトキハ市町村長、差納者又ハオニ若シテ保管ヲ為シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニマヘシ

前項ニ依リ有価証券ノ差押ヲ為シタルトキハ政府ハ当該有価証券ニ係ル権利ニ付債権者ニ代位スルコトヲ得

差押物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ得セズ

オ二十三条ノ一 債権一覽簿加入権ヲ除ク以下同ジノ差押ヲ為マトキハ収税官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ為シタルトキハ政府ハ其納税分書及税金額ヲ限度トシテ債権者ニ代位ス
ホ二十三条ノ二 債権及所有権以外ノ財產ノ差押ヲ為ストキハ收税官吏ハ之ヲ其ノ権利者ニ
通知スヘシ

前項ノ財產ニシテ其ノ移転ニ付登記又ハ登録ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登録
ヲ關係官方ニ屬託スヘシ其ノ抹消又ハ変更ニ付テモ本同シ

ホ二十三条ノ三 不動産、船舶若ハ登記シタル建設機械又ハ登記シタル自動車若ハ航空機ヲ差
押ヘタルトキハ收税官吏ハ差押ヘノ登記又ハ登録ヲ關係官方に囑託スヘシ其ノ抹消又ハ変更
ノ登記又ハ登録ニ付テモ亦同シ 差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ区分シタルトキハ收税官吏ハ分
割又ハ区分ノ登記ヲ關係官方ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ変更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十三条ノ四 差押ノ解除ニ関シテハ登録税ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十四条 差押ヘタル動産、有価証券、不動産及第二十三条ノ一ニ依リ收税官入力第三債務
ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通債ヲ除クノ外公売ニ付ス公売ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公売ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ価格見積価格ニ達セザルトキハ其ノ見積価格ヲ以テ政
府ニ賣上クルコトヲ得

日

債権及所有権以外ノ財産ノ差押ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準由ス
公益上必要ナル場合ニ於テハ隨憲契約ヲ以テ第一項ノ公売ニ代フルコトヲ得

第二十五条 見積価格僅少ニシテ其ノ公売費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨憲契約ヲ以テ之ヲ売
却スルコトヲ得
公売ニ付スルモ買受人ナキ物件又ハ其ノ見積価格ニ達セザル物件ハ其ノ見積価格ヲ下ラ
ザル価格ヲ以テ隨憲契約ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二十六条 差押者及売却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ関スル官吏、公吏、在員ハ直接ト間接ト向ハ
ス其ノ売却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七条 差押者ハ財產ノ差押、保管、運搬、公売（政府ニ依ル買上及隨憲契約ヲ以テ
スル売却ヲ含ム）及第二十三条第二項ノ代位ニ關スル費用並通信費トス

第二十八条 物件ノ売却代金、差押ヘタル通債並第二十三条第二項及第二十三条ノ一第二項ニ
依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通債ハ差押者ノ代位ニ關スル費用及税金ニ充テ尚残余アルトキハ之ヲ差
押者ニ交付ス

売却シタル物件買取、抵当権ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ差押者ノ費用及税金ヲ控除
シ次ニ其ノ債務額ニ充ソルマテテ債権者ニ交付シ尚残余アルトキハ之ヲ差押者ニ交付ス但シ

第三條ニ掲ケタル債権、抵当権ノ目的物タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ差押者ノ費用
及税金ニ充テ尚残余アルトキハ之ヲ差押者ニ交付シ次ニ税金ヲ控除シ尚残余アルトキハ之ヲ
差押者ニ交付ス

売却シタル物件抵当証券ヲ發行シタル抵当権ノ目的物ニシテ第三條ノ証明ヲナスベキ抵当証券

所持人分明ナラサル場合ニ於テ其ノ代金ヨリ滞納処分買ヲ做シタル債務力債権者ニ交付スヘキ債務額及徴収スヘキ税金ニ充テサルトモハ其ノ担当証券所持人ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ保管ス此ノ場合ニ於テ債権ノ弁済期限後四月ヲ過クルモ尚其ノ証明ヲ為ササルトモハ其ノ保管シタル金額ヲ税金ニ充テ尚残余アルトモハ之ヲ担当証券所持人ニ交付ス物件ノ売却後二年内ニ其ノ証明ヲ為ササルトモ亦同シ

第二十九条 会社ニ対シ滞納処分ヲ執行スル場合ニ於テ会社財産ヲ以テ滞納処分費及税金ニ充テ仍不足アルトモハ無限責任社員ニ就テ之ヲ処分スルコトヲ得

第三十条 此ノ法律ニ依リ債権者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ供託スルコトヲ得

第三十一条 滞納処分ハ滞納者ノ所轄国税局又ハ税務署ノ收税官吏之ヲ行フ但シ差押フベキ財産又ハ差押ヘタル財産該国税又ハ税務署ノ管轄区域外ニ在ルトモハ收税官吏ハ其ノ財産所在地ノ所轄国税局又ハ税務署ノ收税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スコトヲ得

一、外

三、商 法 (明治三十二年法律第四十八号) 抄

第二百九十五条 身元保証金ノ返還ヲ目的トスル債権其ノ他会社ト使用人トノ間ノ雇傭関係ニ基キ生ジタル債権ヲ有スル者ハ会社ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

前項ノ先取特権ノ順位ハ民法第三百六条第一号ニ掲グル先取特権ニ次グ

第五百九十条 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ因シ注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明スルニ非サレハ旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス
損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第三篇 商 行 為

第十章 保 険

第一節 損害保険

第一款 火 災 則

第六百二十九条 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

七

第六百三十条 保険契約ハ金銭ニ見換ルコトヲ得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

第六百三十一条 保険金額カ保険契約ノ目的ノ価額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保険契約ハ無効トス

第六百三十二条 同一ノ目的ニ付キ同時ニ数箇ノ保険契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其保険金額カ保険価額ニ超過シタルトキハ各保険者ノ負担額ハ其各自ノ保険金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム
数箇ノ保険契約ノ日付力同一ナルトキハ其契約ハ同時ニ爲シタルモノト推定ス

第六百三十三条 相次テ数箇ノ保険契約ヲ爲シタルトキハ前ノ保険者先ツ損害ヲ負担シ若シ其負担額カ損害ノ全部ヲ填補スルニ足ラサルトキハ後ノ保険者之ヲ負担ス

第六百三十四条 保険価額ノ全部ヲ保険ニ付シタル後ト雖モ左ノ場合ニ限り更ニ保険契約ヲ爲スコトヲ得

- 一 前ノ保険者ニ対スル権利ヲ後ノ保険者ニ譲渡スコトヲ約シタルトキ
- 二 前ノ保険者ニ対スル権利ノ全部又ハ一部ヲ放棄スヘキコトヲ後ノ保険者ニ約シタルトキ
- 三 前ノ保険者カ損害ノ填補ヲ爲ササルコトヲ條件トシタルトキ

第六百三十五条 同時ニ又ハ相次テ数箇ノ保険契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保険者ノ一人ニ対スル権利ノ放棄ハ他ノ保険者ノ権利義務ニ影響ヲ及ボサス

第六百三十六条 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第六百三十七条 保険価額カ保険期間中若シク減少シタルトキハ保険契約者ハ保険者ニ対シテ保険金額及ヒ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但し保険料ノ減額ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ス

第六百三十八条 保険者カ損害スヘキ損害ノ額ハ其損害力生シタル地ニ於ケル其時ノ価額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保険者之ヲ負担ス
第六百三十九条 当事者カ保険価額ヲ定メタルトキハ保険者ハ其価額ノ若シク過当ナルコトヲ証明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百四十条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

第六百四十一条 保険ノ目的ノ性質若クハ取成 其自込ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ懸念若クハ重大ナル損失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ヲ任セス

第六百四十二条 保険契約ノ当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

第六百四十三条 保険契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合ニ於テ保険契約者及ヒ被保険者カ善慮ニシテ且重大ナル損失ナルトキハ保険者ニ対シテ保険料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六百四十四条 保険契約ノ当時保険契約者カ善慮又ハ重大ナル損失ニ因リ重要ナル事項ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

但保険者カ其事実ヲ知り又ハ損失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス
前項ノ解除権ハ保険者カ解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第六百四十五条 前条ノ規定ニ依リ保険者カ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ス

保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生カ其告ケ又ハ告ケザリシ事實ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

第六百四十六条 保険契約ノ当事者カ特別ノ危険ヲ掛附シテ保険料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保険期間中其危険力消滅シタルトキハ保険契約者ハ將來ニ向テ保険料ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六百四十七条 保険契約ハ他人ノ為メニ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第六百四十八条 保険契約者カ委任ヲ受ケスシテ他人ノ為メニ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其旨ヲ保険者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保険者ハ当然其契約ノ利益ヲ享受ス

第六百四十九条 保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス

保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ提出スルコトヲ要ス

一 保険ノ目的

- 一 保険者ノ負担シタル危険
 - 三 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額
 - 四 保険金額
 - 五 保険料及ヒ其支払ノ方法
 - 六 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
 - 七 保険契約者ノ氏名又ハ商号
 - 八 保険契約ノ年月日
 - 九 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日
- 第六百五十二条 被保険者力保険ノ目的ヲ讓渡シタルトキハ同時ニ保険契約ニ因リテ生シタル権利ヲ讓渡シタルモノト推定ス
- 前項ノ場合ニ於テ保険ノ目的ヲ讓渡力若シク危険ヲ変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ
- 第六百五十一条 保険者力破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ス

二内

- 前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ為ササル保険契約ハ破産宣告ノ後三ヶ月ヲ経過シタルトキハ其効力ヲ失フ
- 第六百五十二条 他人ノ為メニ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ保険契約者力破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ被保険者ハ被保険者ニ對シテ保険料ヲ請求スルコトヲ得但被保険者力其権利ヲ放棄シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第六百五十三条 保険者ノ責任力始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得
- 第六百五十四条 保険者ノ責任力始マル前ニ於テ保険者又ハ被保険者ノ行為ニ因ラスシテ保険ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ被保険者ノ負担ニ歸スヘキ危険力生セサルニ至リタルトキハ被保険者ハ保険料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ得
- 第六百五十四条 前二条ノ場合ニ於テハ被保険者ハ其返還スヘキ保険料ノ半額ニ相当スル金額ヲ請求スルコトヲ得
- 第六百五十六条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ若シク変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

第六百五十七条 保険期間中危險力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但し其解除ハ將來ニ向テノミ其効カヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ危險ノ著シク変更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ運滞ナク之ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス

若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保険者ハ危險ノ著シク又ハ増加ノ時ヨリ保険契約力其効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保険者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險ノ変更若クハ増加ヲ知リタル後運滞ナク契約ノ解除ヲ爲ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

第六百五十八条 保険者ノ負担シタル危險ノ発生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其損害ヲ生シタルコトヲ知リタルトキハ運滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ爲スルコトヲ要ス

第六百五十九条 保険ノ目的ニ付キ保険者ノ負担スヘキ損害カ生シタルトキハ其後ニ至リ其目的カ保険者ノ負担セサル危險ノ発生ニ因リテ滅失シタルトキト雖モ保険者ハ其損害ヲ填補スル責ヲ免ルコトヲ得ス

三、外

ル責ヲ免ルコトヲ得ス

第六百六十条 被保険者ハ損害ノ防止ヲカムルコトヲ要ス但之カ爲メニ必要又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保険金額ニ超過スルトキト雖モ保険者之ヲ負担ス

第六百三十六条ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百六十一条 保険ノ目的ノ全部カ滅失シタル場合ニ於テ保険者カ保険金額ノ全部ヲ支払ヒタルトキハ被保険者カ其目的ニ付キ有セル権利ヲ取得ス但保険価値ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ権利ハ保険金額ノ保険価値ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第六百六十二条 損害カ才三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ才三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス

保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範圍内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得

第六百六十三条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六百六十四条 本節ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性債力之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

第六百六十七条 債借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支払フコトアルヘキ損害賠償ノ爲メ其物ヲ保險ニ付シタルトキハ所有者ハ保險者ニ對シテ直接ニ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

四 印紙税法 (明治三十二年法律第五十四号) 抄

第五条 左ニ掲ケル証書・帳簿ニ附シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

九ノ八 南拓融資保証協会ノ発スル証書・帳簿

五 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 抄

第一条 健康保険ニ於テハ保險者ノ被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病・傷傷若ハ死亡又ハ分娩ニ因シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト称ス)ノ疾病・負傷・死亡又ハ分娩ニ因シ保險給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊属・配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同視ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及ビ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ居シ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第六十七条 保険者ハ事故力者三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ額額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被扶養者タリシ者カ者三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

六 有限会社法 (昭和十三年法律第七十四号) 抄

第四十六条 商法第百八十二条、第百八十三条第一項、第百八十四条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条ノ二、第百八十九条第一項本文才二項、第百九十条、第百九十三条ノ五、第百九十三条ノ六才二項及第百九十三条ノ七ノ規定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス
商法第百九十五条ノ規定ハ有限会社ト使用人トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジタル債権ニ之ヲ

準用ス

七 保 險 業 法 (昭和十四年法律第四十一号) 抄

第一条 保険事業(忠實、信實、誠實、他、契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ)ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ
前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

一 定款

二 事業方法書

三 普通保約款

四 保険料及責任準備金算出方法書

五 財産利用方法書

第五条 保険会社ハ他ノ事業ヲ営ムコトヲ得ズ但シ生命保険事業ヲ営ム会社ハ信託業法ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ支払フ保険金ニ付信託ノ引受ヲ爲ス業務ヲ営ミ損害保険事業ヲ

四 外

営ム会社(外國保険事業者ニ関スル法律ヲ三條才一項ノ免許ヲ受ケタル外國損害保険事業者ヲ含ム)ノ爲ニ其ノ損害保険事業ニ従スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス業務ヲ営ムコトヲ得
前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第十条 保険会社が才一條才二項又ハ才五條才二項ニ掲グル書類ニ定メタル事項ノ変更ヲ爲スニハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

主務大臣保険会社ノ業務若ハ財産ノ状況ニ依リ又ハ事情ノ変更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事項ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣保険契約者ノ被保険者又ハ保費金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル爲メニ必要アリト認ムルトキハ才一項ノ変更認可ノ際現ニ存スル保費契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ変更ノ効力ノ及ブモノト爲スコトヲ得
前項ノ処分アリタルトキハ保険会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及変更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ得

第十二条 保険会社ガ法令、主務大臣ノ命令若ハ才一條才二項ニ掲グル書類ニ定メタル特ニ重

要ナル事項ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ取締役若ハ監査役ノ解任若ハ事業ノ停止ヲ命ジ又ハ事業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十二条ノ三 私的独占の禁止及公正取引の確保に關する法律ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ公正ナル取引方法ヲ用フルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトニヨリ保險契約者若ハ被保險者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 海上保險事業一船舶又ハ海上運送（之ニ附随スル補修前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保險自的トスル損害保險事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保險自的トスル損害保險事業ヲ除ク以下同ジ又ハ航空保險事業（航空機若リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ言ヒ航行者ノ航空機搭載中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ）ニ屬スル取引ニ付損害保險会社若シテ他ノ損害保險会社（外國保險事業者に關する法律才ニ系才一項ニ規定スル外國損害保險事業者ヲ含ム）ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為（船舶ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業者ヲ含ム）ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為（船舶ヲ保險ノ目的トスル損害

四内

損害保險事業ニ在リテハ保險料率ニ係ルモノヲ除ク

二 海上保險事業及航空保險事業以外ノ損害保險事業ニ屬スル保險又ハ再保險ニシテ損害保險会社若シテ他ノ損害保險会社（外國保險事業者に關する法律才ニ系才一項ニ規定スル外國損害保險事業者ヲ含ム）ト共同シテ行フモノニ付左ニ掲グル行為ニ關シ損害保險会社カ他ノ損害保險会社（外國保險事業者に關する法律才ニ系才一項ニ規定スル外國損害保險事業者ヲ含ム）ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為、
イ 保險又ハ再保險ノ取引ニ關スル数量ノ決定又ハ制限
ロ 保險約款ノ内容ノ決定（保險料率ニ係ルモノヲ除ク）
ハ 再保險ニ關スル相手方又ハ手数料ノ決定又ハ制限

第十二条ノ六 損害保險会社ハ才十二条ノ三各号ノ共同行為ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タル共同行為ヲ変更シタル場合亦同シ

八 勞働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 抄

三二

第一条 勞働者災害補償保険は、業務上の事故による勞働者の負傷、疾病、痾疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をすため、災害補償を行ひ、併せて、勞働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

第二十条 政府は、補償の原因である事故が、労三者の行爲に因つて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が労三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該労三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で災害補償の義務を免れる。

九 損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和二十五年法律第九十三号) 抄

(定款)

五外

第二条 この法律において「保険料率」とは、損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。

2 この法律において「損害保険料率算出団体」とは、危険の級別その他保険料率の算出に必要な事項の準備をなし、保険料率を算出し、過去の損害率その他保険率に関する資料を整理し、及びこれらを会員の利用に供するを目的とする団体をいう。

(保険料率の認可申請)

第十条 料率団体は、保険料率を算出したときは、その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

(利害関係人の審査請求)

第十条の二 会員は、その所算する料率団体が前条第二項の規定により認可を申請した保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

三三

- 2 会員以外の利害関係人は、前条第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。
- 3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。
- 4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、才一項又は才二項の期間を延長することができる。

(大蔵大臣の審査)

- 第十條の三 大蔵大臣は、保険料率について前条才一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で当該保険料率の算出について同意したすべてのもの又はこれらの者の代理人の出頭を求め、事情を聴取して審査しなければならない。
- 2 前項の場合において、同項の請求者又はその代理人が、正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その請求者は、前条才一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、才十條才二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

三内

- 3 大蔵大臣は、前条才二項の審査請求があつたときは、公衆による聴聞を行い、事情を聴取して審査しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を果敢に認可する必要があると認められた場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が向類とする程度に至らざらざらいと認められる場合その他の政令で定める場合においては、公衆による聴聞を行わないで、審査することができる。
- 4 大蔵大臣は、前項の聴聞を行い審査するとき、当該聴聞の期日の二週間前までにその聴聞を行おうとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該審査の請求に係る保険料率を算出した料率団体に通知し、且つ、当該聴聞に係る事実の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。
- 5 前項に規定する者を除く外、才三項の聴聞に参加して意見を述べようとする者は、当該聴聞に出席して利害関係を有する理由を記載した文書をもつて、大蔵大臣に申し出なければならない。
- 6 才三項の聴聞においては、利害関係人に対して、当該聴聞に係る事実について証拠を提示しない。

し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

7. 大蔵大臣は、才三項の聴聞に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立により又は取極め、利害関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見を若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。

(保険料率の認可)

第十條の五 大蔵大臣は、前条才一項の場合において、当該申請者に係る保険料率が才九条に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、才十条の三才一項又は才三項の審査の結果、当該審査の請求者の不服に正当な理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に対し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべきことを命じなければならない。

(認可した保険料の変更命令)

第十條の六 大蔵大臣は、才十条の四才一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基

礎となつた条件の当該認可後の変更により才九条に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更を命ずべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、才十条才一項後段の規定により当該保険料率の変更の認可申請をしなければならない。

(特別保険料率)

第十條の八 会員は、その会員の行う保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、前条の規定にかかわらず、保険料率の算出の基礎を同じくする保険の目的について、その所算する料率等が才十条の四才一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に対し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

3 才一項の保険の目的の範囲を画し必要を事項は、命令でこれを定める。

(特別保険料率の認可申請、審査の請求及び審査)

第十條の九 会員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條の二項から第十條の四項までの規定に適用する事由を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日とその所定する料率団体に通知し、且つ、これらの事項を公告しなければならない。

3 第十條の二項から第十條の四項までの規定は、第一項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十條の三項から第十條の七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを適用する。この場合において、第十條の二項中「会員以外の利害関係人」とあるのは、「利害関係人」と読み替へるものとする。

(特別保険料率の認可)

第十條の十 大蔵大臣は、前條の一項の規定による認可申請書を受理した日後二箇月内に同條の三項において準用する第十條の二項の審査の請求があつた場合において、前條の一項の規定による認可の申請について正当の理由があるときは、遅滞なく、一年内の期間を付して当該申請に係る特別保険料率を認可し得るものとする。前條の三項において準用する第十條の三項の審査の結果、当該審査の請求に係る特別保険料率の認可の申請について正当の理由があるときも、同様とする。

2 会員が、前項の特別保険料率の認可を受けたときは、当該特別保険料率について保険兼法

第十條の一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條の一項の特別保険料率の認可の申請について正当の理由がないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、当該特別保険料率を認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

4 第十條の四項の規定は、第一項の認可にこれを準用する。

(利害関係人の再審査請求及び再審査)

第十條の十一 利害関係人は、第十條の四項又は前條の一項の規定により認可を受けた保険料率について不服がある場合には、当該認可に係る第十條の四項から第十條の七項において準用する場合を含む。この規定による告示があつた日後二箇月内に大蔵大臣に不服を申し立て、当該保険料率について再審査を請求することができる。

2 第十條の二項から第十條の四項の規定は、前項の再審査の請求に、第十條の三項から第十條の七項までの規定は、当該再審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十條の二項から第十條の四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十條の十一項」と読み替へるものとする。

(再審査に伴う大蔵大臣の処分)

第十條の十二 大蔵大臣は、保険料率について前條の一項の再審査の請求があつた場合において、同條の二項において準用する第十條の三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由があると認めるときは、当該保険料率の認可を受けた料率団体又は全員に対し当該保険料率を変更すべきことを命じなければならない。

2. 料率団体が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その料率団体に在する会員について、その変更後の保険料率に対する保険業法才十条才一項の認可があつたものとみなし、会員が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法才十条才一項の認可があつたものとみなす。

3. 大蔵大臣は、前条才一項の再審査の請求があつた場合において、同条才二項において運用する才十条の三才三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由がないと認めるときは、当該請求の棄却の決定をなし、理由を記載した書面をもつて、当該審査の請求者に対して通知しなればならない。

十大蔵省設置法（昭和二十四年法律才百四十四号）抄

（その他の附属機関）

第十七条 第十四条に規定するものの外、左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞ下欄に記載する通りとする。

公認会計士審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、公認会計士制度の運営及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議し、並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。
----------	--

十一 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）抄

（運輸省の権限）

第四条 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

四十二の二 通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

十四 自動車運送事業の補償に關すること。

十五 自動車局の所管に係る事業の財務及び事務に關すること。

(その他の附屬機関)

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

<p>鉄道建設審議会</p>	<p>運輸大臣の諮問に應じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に關する事項を調査審議すること。</p>
----------------	---

(所管事務)

第五十一條 能運局は、本省の所管事務のうち、左の事務を分掌する。

二十 所管事務に關する買収及び補償に關すること。

十二 外国保険事業者に關する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)抄

(定義)

第二條 この法律において「外国保険事業者」とは、日本以外の國の法令に準拠して、主として日本以外の國において保険事業を営む法人又は個人をい、外国生命保険事業者及び外国損害保険事業者に分ける。

(免許)

第三條 外国保険事業者が日本において保険事業を営むには、大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。

2 何人も、日本において免許を受けない外国保険事業者の締結する保険契約について、日本において代理又は媒介の行爲をしてはならぬ。

(保険事業の種類の変更認可)

第五條 外国保険事業者は、日本において営む生命保険事業若しくは損害保険事業については、その種類を變更し、又は日本において新たな種類の生命保険事業若しくは損害保険事業を営もうとするときは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(保険業法の規定の準用)

第十九條 保険業法第五條第一項本文(兼業の禁止)、第六條から第十條(常務役員の特業主義、生命保険と損害保険との兼業禁止、報告徴収及び検査、監督命令及び基礎書類の変更)、第十二條の二から第十三條の七まで

で(保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体の適用除外)及び第二百二十

七條(營業譲渡の禁止)の規定は、外国保険事業者に準用する。

(代表者解任命令及び免許の取消)

第二十二條 外国保険事業者が法令の規定又は大蔵大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣は、その日本における事業の停止若しくは代表者の解任を命じ、又は免許若しくは第五條の認可を取消することが出来る。

十三 道路運送車両法 (昭和二十六年法律百八十五号)抄

(第二条)

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いず、又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具があつて、次に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

5 この法律で「運行」とは人又は物を運送することとをいふ。道路運送車両を当該装置の用い方に従って用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く)をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百十三号)による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

(登録の一般的効力)

第四條 自動車(軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九條から第三十二條までを除き本章において同じ。)は、自動車登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを運

行の用に供してはならない。

(変更登録)

第十二条 自動車の所有者は 自動車登録原簿に記載されている形状、自動車検査証番号、車台番号、原動機番号、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、陸運局長の行う変更登録の申請をしなければならぬ。但し、次条の規定による移転登録 第十四条の規定による登録換又は第十五条の規定によるまっ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2 前項の変更登録のうち、車台番号又は原動機番号の変更に係るものについては、第八条第一号から第四号までの規定を、その他の変更に係るものについては、同条第二号及び第四号の規定を準用する。

(移転登録)

第十三条 新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、陸運局長の行う移転登録の申請をしなければならぬ。

2 前項の移転登録については、第八条第一号 第二号及び第四号の規定を準用する。

(登録換)

第十四条 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置について、当該自動車登録原簿を設ける陸運局長(本条中「甲陸運局長」という。)の管轄区域内から他の陸運局長(本条中「乙陸運局長」という。)の管轄区域内に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、甲陸運局長に登録換の申請をしなければならぬ。

2 甲陸運局長は、前項の申請を受理したときは、当該申請書及び当該自動車登録原簿の謄本を、遅滞なく、乙陸運局長に送付しなければならない。この場合において甲陸運局長は、当該自動車登録原簿にその旨を表示しなければならない。

3 乙陸運局長は、前項の送付を受けた場合において、自動車の所有者が乙陸運局長の交付する自動車検査証を呈示したときは、遅滞なく、当該自動車につき自動車登録番号を定め、自動車登録原簿に第九条の規定に準じて、登録換をし、且つ申請者に対し、自動車登録番号を通知しなければならない。

4 第一項の申請の受理及び前項の登録換をする場合には、第八条第二号及び第四号の規定を準用する。

- 5 第十一系第一項の規定は、自動車の所有者が第三項の規定により自動車登録番号の通知を受けた場合に準用する。
- 6 乙陸運局長は、第三項の登録換をした場合には、その旨を甲陸運局長に通報しなければならぬ。
- 7 甲陸運局長は、前項の通報を受けた場合には、当該自動車登録票を附領しなければならぬ。

(自動車の登録の検認)

- 第十七条 登録自動車の所有者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に第三項の検認を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならぬ。
- 2 登録自動車の所有者が公示又は通知により検認を受けたものは、一年以内に再び検認を受けることを求められることはない。但し、不真正登録の記載の疑があるものについては、この限りでない。
 - 3 陸運局長は、第一項の呈示があった場合において、左の各号に該当することを検認したときは、自動車登録票等に検認年月及び検査者の旨を表示し、且つ所有者に対し検査票を交付しなければならぬ。

- 一 自動車検査証が有効なものがあること。
 - 二 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機番号が自動車登録票等に記載されている車台番号及び原動機番号と同一のものがあること。
 - 三 自動車登録票等に記載されている自動車登録番号が自動車登録票等に記載されている自動車登録番号と同一のものであること。
 - 4 第一項の呈示をうけた自動車は、同着の期間を過ぎ後は、これに検査票を表示しなくては、運行の用に供してはならない。
- (臨時運行の許可)
- 第三十四条 自動車の臨時運行の許可を受けたものである場合には、第四条の規定にかかわらず、これを次系第五項の目的及び routes に限り、運行の用に供することができる。
- 2 前項の臨時運行の許可は、陸運局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次系において同じ。)が行つ、

(新規検査)

第五十八条 自動車(軽自動車を除く。以下本章において同じ。)は、その使用者がその使用

の本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四条に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(継続検査)

第六十二条 陸運局長は、自動車検査証の有効期間満了後引き続き当該自動車を使用しようとする者が、その有効期間満了前において、陸運局長の行う検査を受けた場合において、当該自動車は保安基準に適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならぬ。

2 前項の規定により自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車は、第五十八条の規定にかかわらず、これを運行の用に供してはよい。

(臨時検査)

第六十三条 自動車の使用者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に、第三項の検査を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならぬ。

2 前項の陸運局長の公示又は通知は、自動車の構造、設置若しくは性能の不良に基き事故又は自動車の不正な使用が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認め、その旨を告示したときに限る。行うことができない。

3 陸運局長は、第一項の呈示があつた場合においては、検査を行い、当該自動車が保安基準に適合し、且つ、呈示した者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならぬ。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車について準用する。

(分解整備検査)

第六十四条 自動車の分解整備をしたときは、自動車の使用者は、当該自動車及び自動車検査証を呈示して陸運局長の検査を受けなければならぬ。但し、第七十八条の自動車分解整備事業者において分解整備の工事をし、且つ、第九十条の検査をしたときは、この限りでない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項本文の呈示があつた場合及び自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車について準用する。

(記載事項の変更等)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内、当該事項の変更について、陸運局長が行う自動車検査証の記入を受けなければならぬ。但し、次条に規定する書換を受けなければならぬ場合は、この限りでない。

2 陸運局長は、前項の変更が左の各号の一に該当することにより保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車に保安基準に適合するかどうかについて、検査を受けるべきことを命じなければならぬ。

一 自動車の長さ、幅又は高さを変更したとき、

二 原動機の型式を変更したとき、

三 動力伝達装置、操縦装置、制動装置、燃料装置又は連結装置の型式を変更したとき、

四 自動車運送事業の用に供するかどうかの別に変更があつたとき、

五 乗車定員又は最大積載量を変更したとき、

3 第六十三条第一項、第二項及第二四項の規定は、前項の場合及び自動車検査証の有効期間

の更新を受けた自動車について準用する。

(自動車検査証の書換)

第六十八条 自動車の使用者は、当該自動車の本拠の本拠の位置を当該自動車検査証を交付した陸運局長の管轄区域から他の陸運局長(本条中「乙陸運局長」という。)の管轄区域内に変更したときは、その日から十五日以内、乙陸運局長が行う自動車検査証の書換を受けなければならぬ。

(再交付)

第七十条 自動車の使用者は、自動車検査証が滅失し、盗損し、又はその識別が困難となつたときは、その旨交付を受けることが出来る。

(予備検査)

第七十一条 陸運局長は、その所有者が検査を受け、第四項の自動車予備検査証の交付を受けた自動車について、使用者が使用の本拠の位置を定めて申請したときは、その者に対し、第六十条各号に掲げる事項を記載した、自動車検査証を交付しなければならぬ。

2 前項の自動車検査証の交付は、第五十八条の規定により検査をしてなした自動車検査証の

交付とみなす。

3 第五十九条第一項の規定は、第一項の検査を受けようとする者に準用する。この場合において、第五十九条第一項第一号中「第三号から第六号まで」とあるのは「第三号から第五号まで」と読み替える。

4 陸運局長は、第一項の検査の結果、当該自動車に保安基準に適合すると認めるときは、第六十条第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号及び第二十号に掲げる事項、当該自動車の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車の所在する位置を記載した自動車予備検査証を申請者に交付しなくてはならない。

5 第六十一条の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第一項又は第六十三条第三項」とあるのは「第六十三条第三項又は第七十条第一條第四項」と読み替える。

6 第六十三条及び第六十四の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、自動車検査証とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

7 第六十七条の規定は、自動車予備検査証の記載事項について変更があつた場合に準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

8 第六十八条の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、使用の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替える。

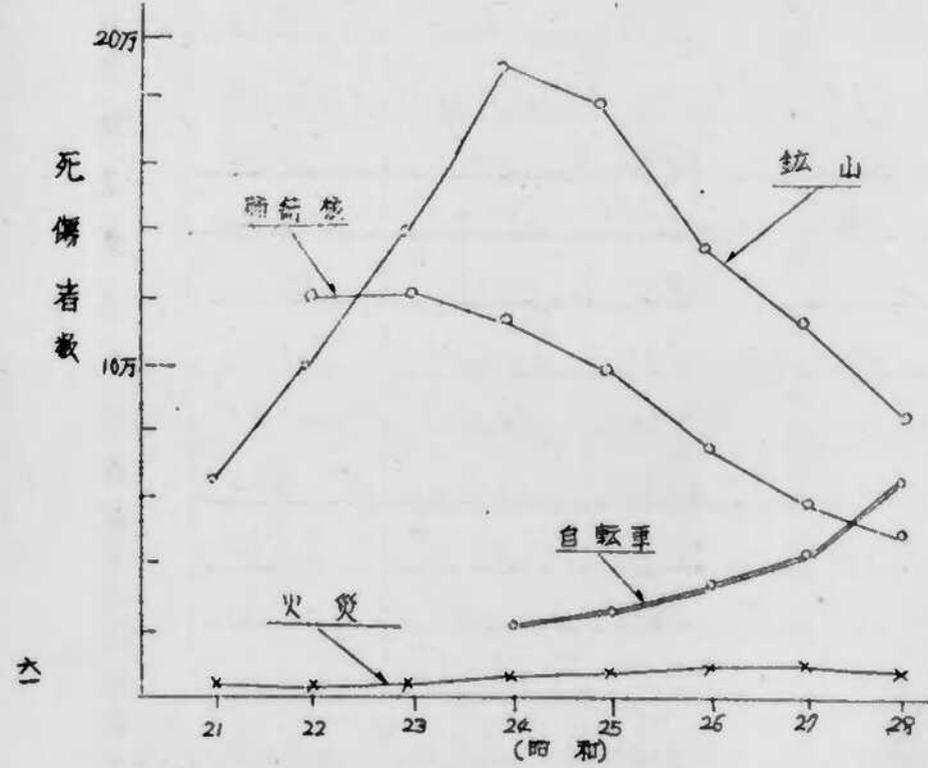
9 第六十九条第一項及び第二項第二号の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と、自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替える。

10 前条の規程は、自動車予備検査証について準用する。場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

第九十七条の三、終自動は、その使用者がその使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に届け出て、車両番号の指尺を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

	自動車			水害			鉉山			火災			計
	死亡	負傷	計	死亡	負傷	計	死亡	負傷	計	死亡	負傷	計	
24	2,214	18,056	20,270	1,006	14,444	2,450	961	18,681	18,765	425	4,333	4,758	115,554
25	2,779	24,118	26,897	781	12,591	12,920	933	18,630	18,563	423	4,269	4,692	161,355
26	3,154	27,556	30,710	1,245	3,068	4,313	861	13,679	13,730	678	6,475	7,153	77,632
27	2,487	40,304	42,791	160	259	419	836	11,381	11,392	471	7,344	8,315	57,655
28	4,465	58,501	62,966	2,497	12,204	14,701	820	9,070	9,527	499	4,392	4,891	47,388
			58,917		不明を 含む								

一、災害別死傷者数



自動車事故による死傷者数は、火災、水害によるものよりはるかに多く、結核による死亡数を超えている。
死傷者数が上昇の一途をたどっているのは、自動車事故による死傷者だけである。

(1)

年度	車種	乗合自動車	営業用乗用
	昭和二十六年	項目 車両数	20,590
	死者	339	184
	重傷	737	896
	軽傷	3,028	2,948
	一車当り 死傷者数	0.20	0.23
昭和二十七年	項目 車両数	23,720	23,869
	死者	290	207
	重傷	734	1,074
	軽傷	3,152	3,748
	一車当り 死傷者数	0.18	0.21
昭和二十八年	項目 車両数	26,883	33,836
	死者	301	303
	重傷	828	1,350
	軽傷	3,449	4,787
	一車当り 死傷者数	0.17	0.19
平均		0.18	0.21
26年度耐保率		% 50.1	17.3

備考 車両数は各年の9月末台数、死者、重傷、軽傷は人数。

自家用乗用	普通貨物	小型貨物	軽及小型二輪
37,156	124,995	175,288	72,104
131	1,605	655	69
635	2,138	1,822	457
2,089	5,429	5,882	1,259
0.07	0.07	0.05	0.02
56,671	136,701	241,986	148,276
143	1,676	864	105
741	2,669	3,135	744
2,604	6,895	9,139	2,232
0.06	0.08	0.05	0.02
70,217	149,792	324,660	303,325
207	2,048	1,041	335
922	4,038	3,970	2,262
3,272	9,887	11,298	6,785
0.06	0.11	0.05	0.03
0.06	0.09	0.05	0.02
24.5	自家用 51.3 営業用 55.9	自家用 5.2 営業用 4.6	0

平均 23.4%

二業態別車種別自動車事故死傷者数及び耐保状況

	略	
	責任の事	
日本(法)	原則として保有者 但し、天災地変又は 失及び自己の無 証明すれば保有 者も責任を負う	社
ドイツ	同	強 行命 団体
スイス	原則として保有者 但し、不可抗力 意、無過失及び自 保有者が証明す	者
オースリー	原則として運転者 責任を負う。但し 失及び自己の無 証明すれば責任 は免責となる	上
スウェーデン	所有者及び運転者 又は運転者が責任 (免責規定、不	止
ノルウェー フィンランド デンマーク オランダ チェコス スロバキヤ	所有者(又は使用 者)が責任を負 う。(免責規定、不	明
米 国	過失責任主義を 又は使用者の責任 (使用者責任主	保証 人
英 国	同	保
フランス	過失責任主義を 物の所有者に於 ては、過失責任 主義)	
イタリア	不	明

三、自動車数と自動車事故の趨勢

(29.9.17 運輸省自動車局調)

項 目	年	24	25	26	27	28	29
A 総車両数		312,288	387,543	502,803	715,215	1,025,894	1,311,781
B 指 数		100	124	161	229	329	419
C 自動車事故件数		20,039	21,473	21,754	43,553	62,109	74,560
D 指 数		100	107	138	215	310	372
E 自動車事故死者数		18,353	24,606	30,710	42,792	58,917	72,500 (概算)
F 指 数		100	134	167	233	321	395

備 考

- (1) 総車両数は、各年度ノ2月末車両数(自動車局調)
- (2) 他の項目は、各年間に於ける総数(国警交通事故統計による)

四 各国自動車損害賠償保償制度比較表 (昭29-10-18 運輸省自動車局調)

	賠償責任		賠償	賠償能力の確保				
	責任の基本原理	責任の呼称		保障される損害	適用車両	附保義務者	被保者	保償者
日本(法策)	原則として保有者が責任を負う。但し、天災地変又は相手の故意過失及び自己の無過失を保有者が証明すれば免責となる。運転者も責任を負う。	特別法	強制保険制度を原則とし、一部自家保険を認める。	人的損害	国車、外交官用車及び自家保険適用車以外の全自動車	保有者又は使用者	保有者及び運転者	損害保険会社
ドイツ	同上	同上	強制保険制度	人的及び物的損害	官公用車、外交官用車及び法定運車以外の全自動車	保有者	同上	保険業者及び強制保険法施行令第2条に規定する団体
スイス	原則として保有者が責任を負う。但し、不可抗力又は相手の故意、重過失及び自己の無過失を保有者が証明すれば免責となる。	同上	同上	同上	連邦及各州の所有車両以外の全自動車	同上	保有者	保険業者
オーストリー	原則として運転者及び所有者が責任を負う。但し、相手の故意過失及び自己の無過失を証明すれば免責となる。	同上	同上	同上	官公用車及び外交官用車以外の全自動車	所有者	所有者、使用者及び運転者	同上
スウェーデン	所有者及び運転者を操作に必要と有する者又は運転者も責任を負う(免責規定不明)	同上	同上	同上	不明	同上	同上	同上
ノルウェー フィンランド デンマーク オランダ チェコスロバキヤ	所有者(又は使用者)及び運転者(ノルウェー、チェコ)、所有者、使用者及び運転者(フィンランド)所有者又は保償者(オランダ)が責任を負う。(免責規定不明)	同上	同上	同上	不明	不明	所有者、使用者(ノルウェー、オランダを除く)、運転者(ノルウェー、オランダを除く)保有者(オランダに限る)	不明
米 国	過失責任主義を原則とするが、所有者又は使用者が異なる傾向にある。(使用者責任主義)	特別法及び判例法	財務責任制度(保険、保証、自家保険、伏償のいずれかを選択的に加保強制する)マサチューセッツ州のみ強制保険制度をとる。	同上	官公用以外の全自動車	所有者又は運転者	所有者及び運転者	保険業者、保証業者及び保証人
英 国	同上	判例法	財務責任制度(保険保証のいずれかを選択的に直接強制する)	人的損害	同上	使用者	証書記載の一人又は一団の人	保険業者、保証業者
フランス	過失責任主義を原則とするが、生物の行爲による損害については、保有者が無過失責任を負う(無生物責任主義)	民法及び判例	自動車保障基金制度(別紙)					
イタリア	不明	特別法	強制保険制度	不明	不明	不明	不明	不明

裏面白紙

頁
A 前
B 前
C 自
D 前
E 自
F 前

五 各国自動車損害賠償保障基金制度

(一九一〇、一八、運輸省自動車百題)

英 国	フランス	日 本 (法条)	制度の概要	
			民 間 (負担)	国 政 (負担)
損害賠償が完済されない場合にその未払額を被害者に支払うため、自動車	被害者(人的損害)が責任者又は保 険者の不用若しくは賠償能力の欠陥 のため、賠償をうけられないときに これを保障するため、保障基金(法 人)を設ける	賠償責任者が不明のため人的損害賠 償を受けられぬときに、これを保 障するため、特殊法人たる、自動車 損害賠償保障基金を設ける。	必要経費につき、賠償責任者 からの回収額を決定者 保 険者自身及び賠償責任者に対 する賦課金を充てる。	国の財政は賠償責任者から の回収額並びに保険者 保 険者及び賠償責任者に対する 賦課金によつて賄う。
自動車保険者ビュローの賠 償支払債務は個々の保険者に	不明	必要経費の一部 を国が負担する。	基金の財政は、 供託所の特別会 計の対象とする。	不明

六七

スエーデン	<p>車保険者ビユーローを設ける。 加害者から賠償を受けらぬに被害者に対し支払をするため <i>Swedish Judgment Bank</i> を設ける。基金は州の出納官保険会社員年から構成される <i>Board</i> を通じて州により管理される。 運邦は保有者に過失がなく亦三者の専断使用によつて生じた自動車事故のため死傷した者のための保険会社と保険契約を締結する。 事故の際有効な保険を附しておらず、又は疎き延びた場合、保険保険に欠けた場合は保険業者の</p>	<p>委任される</p>	<p>不明</p>
スイス	<p>不明</p>	<p>なし</p>	<p>保険料は、ベンジシテ輸入税の連邦分額より支弁する</p>
アメリカ (ニューヨーク、シカゴ、イリス、ロンドン)	<p>保険に納保した運送人に課する税金を以つて基金に投資する。</p>	<p>未保険者及び既保険者から保険料に含めず。運賃は、保険料に含めて徴収する。</p>	<p>六八</p>

